

第 3 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和5年10月13日

(令和4年度決算)

(企画振興部・病院局・議会事務局)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和5年10月13日(金曜日)

午前9時57分開議  
午前11時13分休憩  
午後0時58分開議  
午後2時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第35号 令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 令和4年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 高野洋介  
副委員長 河津修司  
委員 岩下栄一  
委員 岩中伸司  
委員 城下広作  
委員 鎌田聡  
委員 吉永和世  
委員 溝口幸治  
委員 西山宗孝  
委員 池永幸生  
委員 城戸淳  
委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 富永隼行  
理事  
兼デジタル戦略局長 小金丸 健  
政策審議監 門崎博幸  
地域・文化振興局長 永友義孝  
交通政策・統計局長 阪本清貴  
土木技術審議監 菰田武志  
首席審議員兼企画課長 小川剛史

政策監 中村寿克

地域振興課長 久保田健二

文化企画・

世界遺産推進課長 木原 徹

交通政策課長 坂本弘道

統計調査課長 東 敬二

デジタル戦略推進課長 受島章太郎

システム改革課長 黒瀬琢也

政策監 中川太介

病院局

病院事業管理者 竹内信義

院長 西 良知

総務経営課長 川上竜也

看護部長 平田孝治

議会事務局

局長 波村多門

次長兼総務課長 村田竜二

議事課長 富田博英

政務調査課長 大濱順和

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野尾晴一朗

会計課長 杉本良一

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤井一恵

局長 浦田隆治

監査監 天野誠史

監査監 坂本誠也

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博

議事課主幹 泗水靖希

議事課課長補佐 楨原俊郎

午前9時57分開議

○高野洋介委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回決算特別委

員会を開会いたします。

本日は、午前企画振興部の審査を行い、午後から病院局及び議会事務局の審査を行うこととしております。

これより、企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、企画振興部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、富永企画振興部長。

○富永企画振興部長 おはようございます。

御説明に先立ちまして、本日は、忌服休暇のため、府高局長が欠席となりましたので、御報告いたします。

それでは、令和4年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企画振興部に対しましては、「球磨川流域復興基金について、基金活用事業の所要額減により、予算と比べて繰入額が少なくなっている。国庫補助事業への振替等も行われているが、基金は球磨川流域の復興のために設けられたものであり、様々な分野で事業を実施できるので、さらに活用が進むよう制度の周知に努めること。」という御指摘をいただきました。

球磨川流域復興基金交付金事業は、令和2年7月豪雨による球磨川流域における被災の状況を踏まえ、災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該地域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを目的とした球磨川流域復興基金を

財源とし、35の支援メニューにより、県内の市町村へ交付金を交付している事業でございます。

復旧、復興の進捗に応じて、各市町村の要望を踏まえながら、随時支援メニューを追加しており、令和4年度からは、災害リスクの低い場所への移転等を支援するすまいの安全確保支援事業を設けるとともに、令和5年度からは、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業などの新規メニューを設けました。

御指摘を踏まえ、さらなる復興基金の活用が進むよう、個別に市町村を訪問し、新規メニューの周知に加え、基金の活用を働きかけるなど、より丁寧に制度の周知に取り組みました。

また、球磨川流域市町村長が構成員となっている球磨川流域治水協議会等の場において、基金の活用状況等の説明を行いました。

引き続き、事業が活用されるよう、町内の事業所管課とも連携し、制度の周知に努め、令和2年7月豪雨からの復旧、復興を支援してまいります。

続きまして、企画振興部の令和4年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの令和4年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額43億5,000万円余に対しまして、収入済額は35億1,000万円余、収入未済額は85万7,000円で、不納欠損額はございません。

なお、予算現額と収入済額との比較8億3,000万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金等の減及び基金を充当する事業の所要額の減でございます。

また、歳出につきましては、予算額114億9,000万円余に対しまして、支出済額は96億9,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は10億4,000万円余で、主に、令和2年7月豪雨に伴う被災住宅移転

促進宅地整備受託事業及び「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費でございます。

また、不用額は7億5,000万円余で、主な内容は、実績が見込額を下回ったことや経費節減、入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○小川企画課長 企画課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、企画振興部では、指摘事項はございません。

続きまして、当課企画課の決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料により御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、不納欠損額及び収入未済額ともございません。

主な収入について御説明をいたします。

まず、使用料及び手数料の東京事務所使用料ですが、銀座熊本館内に入居します一般社団法人熊本県物産振興協会からの使用料収入でございます。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金につきましては、地方創生の実現に向け、総合戦略に基づき実施をする施策、当課の場合はSDGsの登録制度の推進などになりますが、こういったものに活用する交付金でございます。

次に、財産収入の家賃貸付料につきましては、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

3ページをお願いいたします。

寄附金の世界チャレンジ支援寄附金につきましては、若手芸術家や学生などの留学等を支援するための世界チャレンジ支援基金に対する民間企業等からの寄附金でございます。

予算現額と収入済額との比較欄にあります200万円余につきましては、寄附金の減に伴うものでございます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては、本県の地方創生の取組に対しまして、いわゆる企業版ふるさと納税として、県外企業から頂きました寄附金でございます。

同じく予算現額と収入済額との比較欄の2,800万円余につきましては、寄附が見込みよりも多かったことに伴うものでございます。

続きまして、繰入金は、企業版ふるさと納税及び世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるために、共に基金から一般会計へ繰り入れたものになります。

続きまして、4ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

まず、一般管理費につきましては、企画振興部の時間外勤務手当の特別配当分で、不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所の職員給与費及び管理運営費です。

不用額800万円余は、人件費、東京事務所の活動経費及び維持管理費、宿舎借り上げ料の執行残でございます。

続きまして、企画総務費は、企画課の職員給与費で、不用額はその執行残となっております。

5ページをお願いいたします。

続きまして、計画調査費につきましては、備考欄下段の事業の概要に記載の政策推進事業などに要する経費になります。

不用額全体で2,700万円余の主なものにつきましては、同じく備考欄の上の部分、不用額を生じた理由に記載のとおり、例えば、世界チャレンジ支援寄附金が見込みよりも少なかったことに伴う積立金の減やSDGs推進事業の事業費確定に伴う執行残、また、企業版ふるさと納税マッチング促進事業により頂いた寄附額が見込みよりも少なかったことにより、委託料の所要額が減少したことに伴う執行残、これらなどでございます。

企画課は以上になります。お願いいたします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額はございませんが、8ページの最下段に記載しておりますとおり、85万7,000円の収入未済額がございます。これにつきましては、最後に御説明させていただきます。

主な収入から御説明させていただきますので、7ページにお戻りください。

まず、使用料及び手数料で、3段目の不動産鑑定業者登録手数料は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の更新登録等に係る手数料でございます。

4段目以降は国庫支出金でございます。

6段目の離島活性化交付金は、離島の地域活性化等を図るための交付金でございます。

7段目の地方創生推進交付金は、地方版総合戦略の取組を着実に推進していくための交付金で、一部、令和3年度からの繰越しが含まれております。

下から2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じて地方創生を図る交付金で、一部、令和3年度からの繰越しが含まれております。

最下段の特定地域振興対策事業費補助は、環境省の水俣病総合対策費補助金及び水俣病総合対策施設整備費補助金で、こちらも一部、令和3年度からの繰越しが含まれております。

8ページをお願いいたします。

2段目の繰越金は、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業など、令和3年度から4年度に繰り越した事業費の一般財源分でございます。

す。

3段目以降は諸収入でございます。

下から2段目の被災住宅移転促進宅地整備事業受託事業収入は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向けまして、県が村から受託して実施する被災地域の住民等の移転先となる渡地区における宅地整備等に係る受託事業収入でございます。

最下段の雑入は、平成9年度熊本県地域振興総合補助金で荒尾市が整備しました物産館について市が有償にて財産処分を行ったことに伴います補助金相当額の返還金141万9,000円余や、令和2年度地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付決定の取消しによる返還金85万7,000円などがございます。夢チャレンジ推進補助金に係る返還金が収入未済となっております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

2段目の企画総務費は、地域振興課職員21名分の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

最下段の計画調査費は、移住定住促進事業、地域づくりチャレンジ推進事業補助金をはじめ、備考欄の10ページの下の方から11ページにかけての事業の概要に記載しております各種事業等に係る経費でございます。

9ページにお戻りいただきまして、不用額8,000万円余につきましては、備考欄、不用額を生じた理由に記載しておりますとおり、所要額の減などによる執行残でございます。

翌年度繰越額7億7,600万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明させていただきますので、附属資料の1ページをお願いいたします。

令和4年度の繰越事業調べの、まず明許繰越しからでございます。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う渚造成事業等につきまして、建設資材の入手困難等により繰り越したものでございます。

2段目の阿蘇草原再生事業費は、阿蘇の草原の野焼きの再開と後継者育成を行うもの、3段目の草原維持システム構築推進事業費は、野焼きの延焼防止のための恒久防火帯を整備するものでございまして、各牧野の野焼きが天候不良により年度内に実施できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、右端の進捗状況100%と記載しておりますとおり、今年5月までに事業は完了しております。

最下段の被災住宅移転促進宅地整備受託事業費は、球磨村が活用する国庫補助事業に必要な国の同意の手續に想定以上の期間を要したことなどによりまして繰り越したものでございます。

2ページをお願いいたします。

こちらは事故繰越でございます。

水俣市が実施します渚造成事業について、建設資材の入手困難により令和4年度に繰り越しました令和3年度予算の一部を繰り越したものでございます。

こちらのほうも、右端の進捗状況100%と記載しておりますとおり、今年5月までには事業を完了しております。

最後に、収入未済額でございます。

附属資料の4ページをお願いいたします。

先ほど触れさせていただきましたとおり、令和2年度地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付決定の一部取消しによる返還金85万7,000円が、債務者の資力の不足によりまして収入未済となっております。

補助金の支出後に、外部から県に対して情報提供がございまして、債務者に対して立入検査等を実施しましたところ、実績報告書のとおり事業が実施されていない部分がある

ことを確認しましたため、新規雇用者5名のうち2名分の人件費と備品購入費19台分のうち10台分につきまして、補助金の交付決定を取り消しまして、返還を求めているというものでございます。

一番下の4番の令和4年度の未収金対策に記載しておりますとおり、納入期限である令和5年3月31日までに納入されておられませんので、引き続き、収入未済額の解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

地域振興課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

決算特別委員会説明資料の12ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損、収入未済はありません。

主な収入について御説明します。

分担金、負担金の世界文化遺産登録推進事業負担金ですが、これは、阿蘇の世界文化遺産登録推進のための学術的検討や広報等の経費について、阿蘇郡市の市町村に県と同額の負担をお願いしているものでございます。

予算現額と収入済額の差は、対象事業における所要額の減によるものです。

その下の使用料手数料は、主に県立劇場の施設等の使用料で、予算現額と収入済額との差は、見込額を上回る収入があったことによる増額でございます。

その下の国庫支出金の地方創生推進交付金は、伝統文化等継承対策事業及び阿蘇の世界文化遺産登録推進事業に係る国庫補助金で、予算現額と収入済額との差は、対象事業における所要額の減によるものです。

13ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、県立劇場の感染予防対策事業及び文化事業新型コロナウイルス対策助成事業に対する国庫補助です。

県立劇場感染予防対策事業は、当初、その下の文化芸術振興費補助を財源とする予定でしたが、同補助の対象経費の変更に伴い、同補助分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を変更いたしました。

そのため、予算現額と収入済額との比較の欄のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に増加が生じまして、文化芸術振興費補助に減額が生じたものでございます。

その下の財産収入の家屋貸付料は、県立劇場のレストランススペースの貸付料です。

予算現額と収入済額との差298万円余は、コロナ禍における県有施設の使用料減免等の取扱いにより、貸付料を減額したものでございます。

その下の繰越金は、博物館ネットワークセンターの下水道工事、県立劇場の施設整備に係る繰越してございます。

その下の雑入は、県が著作権を有する著作物使用に伴う収入や博物館ネットワークセンターが野外活動実施時に加入した傷害保険料の精算後返納分でございます。

14ページをお願いします。

次に、歳出です。

企画総務費は、当課及び博物館ネットワークセンターの職員給与費で、不用額は執行残です。

その下の計画調査費は、不用額6,137万円余でございますが、これは、博物館ネットワークセンターにおける下水道工事の工法変更に伴う執行残や世界文化遺産登録推進事業の所要額が見込額を下回ったことによる執行残などが要因でございます。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料16ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、

収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料につきましては、阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用料でございます。

続きまして、国庫支出金につきましては、地域公共交通再構築調査事業費補助、また、地方創生推進交付金及び新型コロナウイルス対応の臨時地方創生交付金でございます。

次に、財産収入につきましては、17ページの最上段でございますが、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料等でございます。

次の繰越金につきましては、阿蘇くまもと空港ゲート改修事業等に係る令和3年度からの繰越事業の一般財源でございます。

次に、諸収入につきましては、有明海自動車航送船組合新船建造費貸付金回収金等でありまして、貸付けについては、平成23年度に実施したものの回収金でございます。

続きまして、おめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

歳出です。

まず、企画総務費につきましては、当課職員給与費であり、不用額はその執行残でございます。

続きまして、計画調査費につきましては、備考欄の下段の事業の概要に記載をしておりますが、記載事業に要する経費でございますが、不用額9,200万円余につきましては、備考欄上段に主なものを挙げております。阿蘇くまもと空港直轄事業負担金、御所浦航路振興事業補助金及び阿蘇くまもと空港国内線対策事業等の補助金や負担金等の所要額が最終的に見込みを下回ったことによる執行残でございます。

19ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費につきましては、被災した鉄道、南阿蘇鉄道、くま川鉄道に係る、その災害復旧を行う鉄道会社に対する助成でございます。

不用額は、その執行残でございます。

繰越しにつきまして、翌年度繰越し、恐れ入ります、別冊の附属資料の3ページをお願いいたします。

当課、4件ございます。まず、地方公共交通鉄道対策事業につきましては、南阿蘇鉄道の関係で、半導体不足の影響で通信機器等の納期遅延が発生し、若干事業実施に遅れが生じたものですが、既に工事は完了しております。

2段目の阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査・検討事業につきましては、JR等関係機関等の協議、調整に時間を要したため、繰り越して執行しているものでございます。

JR肥薩線鉄道復旧調査・検討事業につきましては、令和5年3月に、昨年度の国補正予算の交付決定を受けまして、本年度に繰り越して調査を進めている事業でございます。

4段目、最後のくま川鉄道災害復旧支援事業につきましては、球磨川第四橋梁の撤去に若干時間を要しまして、工法変更の協議等により繰り越したものですが、令和7年度までの全体工期に大きな影響はないものと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の20ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳入の内訳ですが、当課の歳入は国庫支出金であり、国から委託を受けた各種統計調査の実施に伴う国庫委託金でございます。

次に、資料の22ページをお願いいたします。

歳出でございますが、統計調査総務費は、主に職員32名の給与費等で、不用額は執行残でございます。

次に、委託等経費は、国から委託を受けて実施した統計調査の経費でございます。

不用額は、事業実施後の執行残でございます。

単県統計費は、推計人口調査等の県単独調査及び関連資料の作成に要した経費でございます。

不用額は執行残でございます。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

資料23ページをお願いいたします。

歳入です。

不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明いたします。

まず、国庫支出金の個人番号カード利用環境整備費補助でございますが、マイナンバーカードの普及に向けた環境整備やマイナポイントによる消費活性化策に係る補助金でございます。

次に、財産収入でございますが、熊本県が株主でございます天草ケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム九州及び株式会社熊本流通情報センターからの配当金収入になります。

次に、諸収入でございます。

共同システム運営受託収入ですが、県と市町村が共同で運用しております各種情報システムに係る経費の市町村の負担金になります。

続きまして、資料24ページをお願いいたします。

歳入です。

まず、人事管理費ですが、県と市町村が利用しております情報システムの運用管理等を行う電子自治体推進事業や企業、団体等のデジタル化、DX支援等を行いますくまもとDXブランドデザイン推進事業に係る経費でございます。



不用額の173万円は、経費節減による執行残です。

次に、企画総務費です。

デジタル戦略局29名の職員給与費で、不用額は執行残です。

最後に、計画調査費ですが、マイナンバー制度に係る連携サーバーのバージョンアップ等を行います社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業等に係る経費になります。

不用額290万円余は、入札に伴う執行残です。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

説明資料25ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明いたします。

まず、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、デジタル社会への対応を見据えたコロナ禍における職場環境の整備、デジタル機器を活用した業務の効率化、省力化の推進等に活用してございます。

その下、デジタル基盤改革支援補助ですが、情報システムを活用した行政事務の合理化の推進に係る補助金でございます。

次に、諸収入でございます。

共済組合収入ですが、これは、公立学校共済組合や熊本県職員互助会などから委託されております電算処理業務に係る経費の負担金です。

その下、雑入でございますが、企業局及び病院局による情報システム利用に係る負担金等になります。

続きまして、資料26ページをお願いいたします。

主な歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費ですが、パソコンの調達や保守等を行う庁内情報基盤管理運営事業、また、オンライン会議やテレワーク環境の整備等を行うICTを活用した働き方改革等推進事業等に係る経費でございます。

不用額の3,641万円余は、入札に伴う執行残です。

次に、計画調査費でございますが、これは、県庁、各広域本部等を高速回線で接続したネットワークの管理等を行う熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費です。

不用額3,039万円余は、入札及び経費節減による執行残でございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

中段の繰入金ですが、五木村振興基金繰入金につきましては、五木村振興の財源に充てるために、五木村振興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

球磨川流域復興基金繰入金につきましては、令和2年7月豪雨からの生活再建や集落の復旧、復興などを推進する財源に充てるために、球磨川流域復興基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済額の差3億2,300万円余につきましては、基金を充当する事業の所要額の減に伴うものでございます。

次のページ、資料の28ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、企画総務費につきましては、球磨川流域復興局職員31人の職員給与費で、不用額は、その執行残でございます。

次に、計画調査費ですが、主な事業は、備考欄の下段、事業の概要に記載しております五木村振興交付金交付事業、球磨川流域復興局運営費、球磨川流域復興基金交付金などでございます。

不用額の3億7,800万円余は、主に、五木村振興交付金交付事業及び球磨川流域復興基金交付金の所要額減に伴う執行残、球磨川流域復興局運営費の経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で企画振興部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 ちょっと確認です。

19ページの熊本空港アクセス整備調査検討事業、これは、結果的には、これが遅れると線形の部分が遅れるということにつながるのか、確認でございます。

○坂本交通政策課長 ここの決算に上がっている部分につきましては、令和4年度の執行でございますので、ルート決定等に係る費用ではございますけれども、確かに、12月補正でいただきました部分を繰り越した部分、これにつきましては、今急ぎ線形にしていくなための作業を進めておまして、当然そこは、しっかりとスピード感を持ってやっていかないと次のステップには移れないということでございます。

○城下広作委員 TSMCのいわゆる完成後、だんだんだんだん、時間ないながら、大事な空港アクセスの部分というのは、一日も

早いというか、期待が高いと思うんですね。だから、これがなかなか決まらなないと、線形が決まらなないと、逆に着手とか用地買収とか全て進まないから、これはもう急ぐような形が大事じゃないかというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

○岩中伸司委員 今のに関連して。

このアクセスの今事業が説明されましたが、これは、肥後大津一空港間のレールを引くという——JRと話をずっと今続けられているようですが、このことも含めたやつになりますか。

○坂本交通政策課長 事業費の中には、肥後大津からどうルートを抜けるかというところのJRとの協議、それから、そこに係る最終的には設計をお願いしないといけないので、そこも当然含んだ事前の調査事業でございます。

○岩中伸司委員 レールに関するやつは幾らというのは、これは、全体を指してて分かりませんね。鉄道の部分に係る費用というか。

○坂本交通政策課長 基本的には、この今予算をお願いしていただいている事業につきましては、大きく分けると、環境アセスの準備の部分、それから鉄道に係る設計につながる事前調査の部分ということで、トータルで、繰越しベースでいきますと7,800万でしたか、いただいております。それを機動的に使いながら執行しているというのが現状でございます。

以上です。

○溝口幸治委員 4ページの一般管理費の時間外勤務手当の特配分というところが、お隣の鎌田先生に聞いても分からなかったので、

専門の方にちょっと教えてもらっていいですか。

どういう問題意識を持っているかということ、結構企画振興部で忙しいというイメージがあって、結構残業、時間外も多いんだろうなと思ってんですけども、この特配分という意味と、この時間外が、ひょっとして、何かトータルでは足りてないんじゃないかなという印象を持っているんですけども。総務のときに聞いたほうがいいですか。

○小川企画課長 企画課でございます。

今委員御指摘ありましたとおり、確かに専門は当然総務部ということにはなるんですが、一般的な私がちょっと把握していることで御回答させていただきますと、一般的に、当県の場合、いわゆる超勤の分、超過勤務手当については、例年の実績を基に、まず一定程度配分がされているんですが、当然、おっしゃるとおり、年度の途中の急な業務ですとか災害対応ですとか、それでは対応しきれない部分というものもやっぱりございまして、そこに対応するものが、私の理解だとこの特配分ということになっていると思います。

そういった点で、年度途中の急な用務、どうしても超勤をしなければ対応できない業務については、ここの予算で対応させていただいているという、そういう理解になります。

以上です。

○溝口幸治委員 委員長にちょっとお願いというか、今働き方改革で賃上げというのは、全ての業種でやる流れですけども、当然公務員の方々も、給料のこととかもですけども、時間外も含めて、特に熊本の場合、T S M Cのことだとかに関連して、道路の話だとか、企画でいうと交通も含めてですけども、コロナ禍からコロナ明けにかけて、とても業務が多くなっているという印象があるので、この決算特別委員会で、このあたり、し

っかりチェックを一回して、本当にやった分反映しているのか、時間外がもらえているのか、あるいは給与等も本当に適切なのかという視点は、今回の決算特別委員会ではしっかり見たほうが良いと思うんですね。

特に行政は、今から働き方改革で、民間等に賃上げのお願いとか政府を含めてやっているわけで、そういう観点から、やっぱり県庁職員の働き方改革、労働に対する賃金がどうなのか、時間外がどうなのかという視点を少し、今回の特別委員会では、問題意識を持ってやれたらなと思いますので、委員長のほうでまた、御検討いただきたいと思います。

○高野洋介委員長 分かりました。しっかりと検討させていただきます。

ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 12ページの文化企画課ですけども、駐車場、県劇の催事が随分減っていると聞いてたけれども、これはえらい駐車場の使用が増えて、いかにももうかっている感じがあるんですけども、これはどういう要因ですか。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 例年、前年度の使用料から次年度の収入見込みを推測しまして予算額の設定をいたします。令和4年度も、令和3年度とか2年度のコロナ禍だけではなくて、その前の年度もちょっと考慮しまして予算額の設定を行ったんですけども、コロナの影響がある中でも、皆さん感染対策をして、より県立劇場の使用が増えたものですから、その分駐車場の使用料の収入も増えたところでございます。

○岩下栄一委員 催事が随分減ってから、県劇が元気がなくなったなと思ってたけれども、持ち直してるわけですね。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 おっしゃるとおりでございます。令和2年度が一番コロナの影響を受けた年度でございました。そのとき、利用率で申しまして——コンサートホールと演劇ホールの実際利用した日にちを利用可能な日にちで割った利用率というのがございます。それが、令和2年度は30%前後まで落ち込みました。ただ、令和4年度と今年度の8月までの実績を見ましても、8割近くまで持ち直しております。コロナ禍前の水準までおおむね戻ってきているという印象でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

じゃあいい傾向に戻っているということですね。ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○吉永和世委員 すみません。「環境首都」創造事業、この事業は大変地域にとって大事な事業であるというふうに思うんですけども、地域からの要望に対して全て対応できるというのはなかなか難しいと思うんですけども、地域要望というのは、さらにこういうのをやっていきたいとかという要望というのは上がってきているんですか。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

委員御指摘のとおり、「環境首都」の事業というのは、環境省、国の負担金が8割というかなり率のいい補助金でございますので、その利活用というのは本当に大切だなと思っております。ただ、一方で、やっぱり環境省側も、財務省との予算折衝の中では、なかなか枠のほうが増えていかないという部分もございまして、ある程度地元の御意見も伺いながら、さらに環境省とも調整を図りながら、優先度の高いものに対して、「環境首

都」の事業を活用させていただいているという、そういうところでございます。

○吉永和世委員 中身を見ると、何か固定費といいますか、そういった部分も結構あるのかな。要は、もやい館とか、何かそういった維持経費も入ってるんですかね、これはたしか。入ってなかったですか。

○久保田地域振興課長 「環境首都」の事業の中身でいきますと、やっぱり大きいところはハード整備の部分、水俣川河口の臨海部の渚造成事業ですとか、あるいは津奈木町で平国小学校の跡地を改修して、地域づくりの拠点にしようとしておりますけれども、そういったところが多うございまして、あとは、ソフト関係では、水俣環境アカデミア等でございますので、基本的にはハード整備と、それからソフト事業では、そういう地域づくりですとか、あるいは次世代の人材育成とか、そういったところに取り組んでいただいているというところでございます。

○吉永和世委員 地元もやりたいことが結構あるのかなというふうに思ってます。この事業を活用できれば非常にありがたいと思うんですけども、ちょっと予算が増えてきたというわけでもないで、ほぼ同額ぐらいで維持しているということなんで、そこら辺しっかりと、環境省にも県のほうからしっかりと予算確保に向けて、御尽力いただくように言っていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○久保田地域振興課長 委員から御指摘ありましたとおり、地元の要望を踏まえまして、環境省、国のほうにはしっかりと要望していきたいと思ひます。

御指摘ありがとうございます。

○吉永和世委員 お願いします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 すみません。16ページの交通政策課、これは全体的にコロナの話かもしれませんが、歳入で新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金が、予算額以上に来ておりますけれども、結局これは、歳出ではどこに反映していくんですかね。

○坂本交通政策課長 交付金を使った事業につきましては、18から19ページでいきますと、主に、まず、肥薩おれんじ鉄道であったり、天草エアラインのコロナで落ち込んだ部分でございますので、一番上の2つ、6億2,900万円余、それから、天草空港の6億円余、それから、大きいものでいきますと、公共交通の応援事業も一般事業者向けのコロナの支援金でございます。それから、19ページの地域交通燃料価格高騰対策事業、これも財源としております。

で、基本的に、この歳入が予算額より大きく上回っているのは、これは全体のコロナ交付金の2月補正での調整ということで、交付金は、必要な額について財政課のほうで全体でしていただいているというところで、この差は全庁的な歳入の受入れの差だと、私としては認識をしております。

以上です。

○鎌田聡委員 歳入はもちろんそういった形で上回ってきていると、ありがたい話ですけども、結局は、そういったいろんな鉄道に、その分がきちっと出されているのかと、交付金でですね。歳出のほうを見ますと、予算より支出が下回っているようなところもあるものですから、やっぱりちょっと、余計来た分はちゃんと余計出してやらんといかぬ鉄道も幾つでもあるんじゃないかなと思います

けれども、その点はいかがなんでしょうか。

○坂本交通政策課長 委員御指摘の点につきましては、きちっと必要な額について必要なルールで支出をしていると、で、予算上はどうしても、少し安全面にといいですか、取る部分もありまして、若干の執行残は出ているという状況でございます。

以上です。

○鎌田聡委員 ぜひ、そういった形で、それぞれやっぱりコロナで苦しい状況で頑張られておられますので、そういった形で出されているとは思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいということと併せて、これは、だから、次年度からは結構——今年度ぐらいから、もうかなりなくなるんですね。それでちょっと大丈夫なのかという、ちょっと不安もあるんですけども。

○坂本交通政策課長 今年度、まず6月補正で、燃料高騰対策ということで補正予算いただいて、今執行しているところでございます。今後につきましては、また、国の状況、それから全庁的な方針を見ながら対応を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 これは交通だけでなく、やっぱりコロナで結構予算規模膨らんで、それで合わせた支出で、結構そこになじんで言うといかぬばってんですね、そういうふうに体が慣れてきとつとに、またがくつと減ってくるのが全庁的に厳しい状況も出てくるのかなと思っておりますので、ぜひその辺も、ばさっと切るんじゃないかと、何らかのやっぱりソフトランディング的なやつも含めて対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 9ページ、地域振興課の項目の中で計画調査費という欄がありまして、不用額を生じた項目の中で、移住定住促進事業、それと地域づくりチャレンジ事業、この2つについて、少し私も興味持っとるものですから。非常に効果的な事業でもあって、特にこのチャレンジ推進事業については、もう長年の期間でいろんな地域おこしをやってこられたと思うんですね。ただ、我々もなかなか聞く機会がなかったので、これを含めて、今後も続けていかれると思うんですが、この2点について、現状とこれからということで、特に定住促進は、コロナ禍の関係で大分停滞したのかなと思ってますが、その件についてお尋ねをしたいと思います。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

まず、委員御指摘の2事業につきまして、移住定住関係ですと、不用額が4,600万ほど、それから、地域づくりチャレンジ事業も1,300万円ほどということで、かなり不用額が出ております。

で、こちらのほうは、まず、移住定住のほうから申し上げますと、いわゆる一番大きかったのが移住支援金、首都圏などから地方に移住されると、世帯だと100万円とか、あるいは単身世帯だと60万円といった移住支援金がございます。

で、当初、こちらのほうが補正も含めまして7,700万円ほどの予算額であったんですけども、こちらのほうは、最終的には市町村が補助を出しますものですから、市町村の状況も踏まえて7,700万円という最終予算だったんですが、結果的に4,000万円ほどにとどまりましたものですから、そのあたりが3,600万円ほどが移住支援金、執行残が出たということで、4,600万のうちの大半が移住

支援金の部分というようなことでございました。

で、なかなかこのあたりは、最終的にはやっぱり国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という形で、予算が足りないと市町村に迷惑をかけることになるものですから、十分ニーズも踏まえながら、必要な額を確保して、一方で、執行残が出ないような形でしっかりと見込みを立てながら、引き続き事業に取り組んでいきたいと思っております。

ちなみに、コロナ禍の中で、移住の状況ということでございましたけれども、こちらのほうは、令和2年というのが移住者数、あるいは移住相談件数というのがちょっと落ち込んだようなところでございまして、移住者数も令和2年度は1,600人ほどでした。ただ、これも3年度には2,000人ほどまで回復しまして、4年度もまた、さらにそれを上回ってきているというようなところでございます。

で、移住相談件数も同じように、2年度は1,200件ほどに移住相談件数も落ちたんですけども、3年度以降は2,000件を上回るような形になってきているというところでございまして、このあたりも、コロナが落ち着いてきてから——コロナがあったからこそ地方移住というのに脚光が当たったかと思えますけれども、ただ一方で、なかなか動きにくかったという状況が、3年度、4年度になってようやく人が動いてきて、移住のほうも少しずついい傾向が出ているかなというようなところでございますので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、2点目の地域づくりチャレンジ推進事業、こちらのほうも、いわゆる市町村あるいは地域づくり団体に補助しています夢チャレンジ補助金、こちらのほうでございますと、当初予算の段階で1億8,000万円ほど予算をいただいております。そのうち

4,000万円が豪雨枠ということで、令和2年7月豪雨からの復旧、復興に向けた取組について4,000万、それ以外の1億4,000万円余が幅広く活用できるというようなものでございまして、こちらのほうは、先ほど鎌田委員からもございましたけれども、6月補正でコロナ臨時交付金を活用しまして6,800万円増額しておりまして、トータルで2億4,800万ほどで事業に取り組んだところでございます。

これも、各事業者、市町村あるいは地域づくり団体からの交付申請の状況を踏まえて十分に対応できるようにということで予算化したところでございますけれども、どうしても、事業を執行していく段階ではこういうことができなかつたとかいうので、ちょっと落ちる部分が最終的にはございまして、最終的には2億2,300万円ほどの――2月補正で1,600万円ほど減額して、なお執行残で900万円ほど出たというようなところでございます。その分が大きかったかなというところでございますが、それが4年度ですけれども、今年度もコロナ臨時交付金を活用してやっておりますので、この2年間は十分ニーズに切れなかったかなと思っております。

ただ、先ほどもございましたように、来年度はコロナ臨時交付金というのがやっぱり期待できませんので、そこに向けてはどういった取組、例えばデジ田交付金を活用するとか、いろんなことを知恵絞って、しっかりと地域のニーズに答えられるように取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

いずれにしても、国、県、市の負担割合等々もありますが、これだけの残があるということについては、残が多いからではなくて、実質的に、市町村も含めてどれだけの効果が出たかということを精査していただいて、そ

れから次年度に向けて、地域のニーズにも応えるような形を――恐らく夢チャレなんかすごい地域おこしには効果が出ていると私も思っておりますので、ぜひとも次年度に向けて、そういったことも、限られた人数でされていると思うんですけども、しっかりやっていただければと思います。お願いしておきます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○荒川知章委員 すみません。移住、定住に関連して、先日上京したときに、駅とか、そのときは都城だったんですけども、大々的に移住募集ということで広告が出てたんですけども、熊本県としては、どういったのをメインで、移住、定住は広報といいますか、されてますか。

○久保田地域振興課長 例えば、SNSですとかそういったものを活用しましたりとか、あるいはその移住、定住の専門の雑誌等もございまして、そういったところにつきましては、通常の当初予算の枠の中で対応しております。

で、こちらもまたコロナ臨時交付金になってしまうんですが、9月補正予算で、そういった首都圏ですとか、あるいは大阪、福岡で大規模な広報ができるような予算をいただきましたので、例えば、首都圏の主要な駅、東京駅になるのか、新宿駅になるのか、ちょっとまだこれからというところでございますが、そういったところで、あるいは首都圏の主要な路線、山手線とか、そういったところになるかなと思いますけれども、そういったところの車両を使ってとか、そういった何かちょっと通常ではやってこなかった大規模な広報というのも今年度は取り組みたいというふうに思っております。

○荒川知章委員 令和3年で2,000人ということですが、これは地域によって、県内ばらつきがあるのでしょうか。それとも満遍なく移住、定住されているのでしょうか。

○久保田地域振興課長 こちらの移住者数というのが、市町村に調査をかけて拾っている数字でございまして、ですから本当に、全て完全に捕捉できているという部分ではないんですが、ただ、やっぱりそういった状況を眺めてみても、やっぱり地域によってばらつきが出ているところはございます。

なので、そういったところは引き続き市町村、いろんな——満遍なくという部分もありながらも、ただ、意欲を持って一生懸命取り組んでいただいている市町村もございまして、そういった意欲のある市町村に対しては、うちのほうの住まい支援補助金ですとか、様々な補助金を活用していただきたいと思っておりますし、また、移住相談会あたりにも幅広く声をかけて、県内の市町村にも参加していただくような、そういった形で県を挙げて移住、定住に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

○池永幸生委員 関連してですけども、やっぱりある程度の目標数、必要ではなかろうかと思うんですね。ただむやみやたらと広告を出すんじゃなくて、大体年間何人ぐらいは移住してもらって、そういった目標値とか、そういったやつはできますかね。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございまして。

こちらの移住者数につきましては、4カ年戦略の中で目標値としまして、4カ年戦略の戦略期間の4年間で1万人という目標を掲げ

ております。ですので、2,000人ちょっとというのは、単純に割ると年間2,500人でございますので、まだまだ足りてない部分がございますので、また引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○高野洋介委員長 決算ですので、常任委員会とは違いますので、そこはちょっとあしからず、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○吉永和世委員 離島地域の活性化事業というのは非常に大事な事業だと思うんですけども、特に御所浦においては、架橋の休止に伴って、特別な対策として支援を拡充したというのがあると思うんですけども、そこら辺の支援策をいろいろつくって、今実行されているんでしょうけれども、進捗というのはどういう状況にあるんですか。

○久保田地域振興課長 委員御指摘のとおり、御所浦地域については、離島の架橋の休止を受けまして、地域振興の取組というのでも、従来からやっておった部分をさらに力を入れて取り組んでいるというところでございます。

一例を挙げますと、地域おこし協力隊——基本的には、地域おこし協力隊は各市町村で雇用して、それぞれの地域の地域づくりに取り組んでいただいているんですが、県内で唯一御所浦地域には、県が地域おこし協力隊員を1名雇用しまして、御所浦のほうで地域の活性化等に取り組んでいただいているというようところでございます。

そういったキーマンを入れて、天草市あるいは御所浦支所とも連携しながら、地域づくりの取組、例えば島あじマラソンですとか、あるいは鳥峠のトレッキングですとか、そういう新しい、外から人を呼び込む取組というのでも進めてきております。



進捗という形が、なかなかちょっと定量的に申し上げにくい部分はございますけれども、そういった新しい取組には少しずつ取り組んでおりまして、今年度末の恐竜博物館のオープンに向けましても、さらに、例えば御所浦まで、あるいは御所浦に着いてからの移動手段ですとか、そういったところもどうしていくかというところは、地元とも連携しながら考えて、引き続き御所浦地域の活性化につながるように、一緒になって考えているというようなところでございます。

○吉永和世委員 御所浦振興に対して大変御尽力いただいているというふうに思っていますが、先ほど言われた恐竜博物館というのがオープンして、それによって、移動手段、御所浦に向けて移動するための海上タクシーとか、いろいろ航路支援とかありますけれども、ここをやっぱり拡充していく必要があるのかどうかよく分かりませんが、そういった地元からのもしそういった話があれば、しっかりと支援策として中身を充実していく必要があるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかに。

○城下広作委員 委員長、関連でいいですか。

せっかく御所浦が出たからすみません。確認で。

先ほど恐竜博物館ができることによって、今は、御所浦の対岸の姫戸とか龍ヶ岳とか、そこが一般的なフェリーとかなんですよ。ところが、これを本渡港から新たにそういうことを充実させようというような形の話があるやには聞いてるんですが、この計画の中にそういうことも含めて検討というか、それはされてるんですか。

本渡港からのいわゆるピストンで御所浦に

行くという形。距離は遠くなるんですよ。

○久保田地域振興課長 今移動手段というところで取り組んでおりますのは、その海上タクシーの利便性の向上、例えば、まさにデジタルの力、位置情報システムあたりを使って、呼んだらすぐに来れるような形ができないとか、そういったところを実証的に取り組んだりしているところでございまして、委員御指摘の点も含めて、地元の意見もよく聞きながら、どういった形がベストかというのは、しっかりと考えていきたいと思っております。

○城下広作委員 分かりました。計画の段階だから、いろんなことを考えて組み立てるのかなということで確認しましたので、恐らく地元から要望あるかなんか分かりませんが、そういう話も聞いたことがあるものだから、確認の意味でさせていただきました。

以上です。いいです。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。なければ私のほうから……

○溝口幸治委員 すみません。冒頭、部長の御挨拶でも触れていただきましたけれども、球磨川流域の復興基金のことについて、地元というか、災害があったところについてはとてもありがたい基金だと思ってます。これが引き続き有効に使われるように各部各課とも連携してという話もありました。

たまたま昨日、ちょっと私も地元におりまして、今、流域治水の勉強会とか、そういうのが結構、県立大学の方々入っていただいている中で、女性の方から、私たちも、一般の企業とか民間でやれることはやっぺいかんといかぬですねと、もちろんこの流水型ダムを含めた緑の流域治水、ダム、ほかにできることは全てやるということの中で、例えば雨庭の話とかも聞かれたら、い

や、何か公共施設でもやれるんじゃないか、あるいは自分の企業の中でもやれるんじゃないかという話が出てきて、こういうのがだんだん、勉強会が進むと気持ちが高まってくるのかなと思います。そういうときに、この基金なんかからうまく支出ができればなあと感じたところですが、現時点で、この基金でそういう活用ができるのかということと、今後、その機運が醸成して、流水型ダムができるまでは——全くできても安心はできないわけですので、できるまでもずっとそういう取組が進む中で、そういうところに新しい雨庭とか、いろいろ家庭でできる流域治水の取組とかというようなことに使われたらいいなというふうに思うんですが。そうやっていくと、この基金の意味というか、そういうものが増してくるんだと思いますけれども、そのあたり、今復興局、どうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○中川政策監 御質問ありがとうございます。

緑の流域治水につきましては、見える化の推進ということで、今特に球磨川流域の小中学校を訪問させていただいて、復興局職員が出前授業を行っております。

その中の反応でも、例えば、9月28日には、人吉高校の1年生270名の方に出前授業をさせていただきました。ここでは、球磨川流域の地形や地域の特徴を学ぶことができたですとか、今議員御指摘の雨庭など、自分たちにできる対策から取り組みたいなどと感想をいただいております。

このように、見える化の推進を通じて、事業者などの地域の大人の方々も、何か雨庭などにも興味を持っていただいているというのは、県立大の方からも聞いているところでございます。

そこで、今年新しく、球磨川流域復興基金の中に、防災減災対策ソフト事業というもの

も入れておりますが、これに、市町村や民間事業者の方、それから一般の個人の方でも取り組みやすいように、雨庭の整備のメニューを追加させていただいております。

これについては、7月、8月ぐらいからですけれども、各市町村回って、こういったことに一緒に取り組んでいきたいと思いますというところで説明をさせていただいてまして、例えば、市町村からは、自分ところの市町村の公共施設にちょっと造って見たらどうかとかいうような検討もいただいているところがございますし、私が聞いたところでは、人吉の商店街の事業者の方も、自分で取り組みたいという声も上がっているというふうに聞いております。

ここをしっかりと周知、広報しながら取り組まさせていただければと思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 はい、分かりました。よろしくお願ひします。

○菰田土木技術審議監 すみません。球磨川流域復興局からです。

補足として、1つお話でございます。

先ほど政策監のほうからありました雨庭関係についての補助については、県のほうから3分の2の補助率で行っております。市町村及び法人には200万円、住民の方には50万円の負担金をしておりますので、広くPRして、こういう啓発活動に取り組みたいと思っておりますので、以上、報告でございます。

○高野洋介委員長 いいですか。

○溝口幸治委員 はい。

○高野洋介委員長 なければ、私が最後に質問したいんですけども、久保田課長に質問なんですけれども、附属資料の一番最後の未

収金の話ですが、3月31日までに納付がなかったため全額未収金となっておりますが、この内容が、例えばいろんなパターンがあると思うんですけども、まず、減額というか、が納得できないとか、自分たちは全然悪くないのに、県のほうから一方的に取消しを求めてきたとか、だから納得できないから払わないとか、払いたけれどもお金がないとか、いろんな事情があると思いますけれども、今の現状はどういうふうな状況でしょうか。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

発端は外部からの通報があったんですけども、事業者の中でちょっと分裂したようなところがございまして、そういったところもあって、例えば買った備品をばらばらで持っているとかそういう状況の中で、当初の計画したような事業ができていないという部分もございまして、ですから、取り消したことのものについては異論があるとか、そういうのはございません。ただ、やっぱり、自分の手元になく備品の分を自分たちが返還するのは何かちょっと納得いかないとか、もやもやするとか、そういうところの不満点はおありのようですけれども、県の今回の対応に対しておかしいとか、そういうのはございません。

ただ、あとはもう、ここがNPO法人でございまして、なかなかやっぱり資力がないというのも事実でございまして、今の時点で返済のめどというのはまだ見えてきてないというようなところでございますけれども、そこはしっかりと、相手方に働きかけをしながら、全額返還していただくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○高野洋介委員長 不納欠損にならないようにしっかりと取り組んでもらって、多分難しい部分もあるかもしれませんが、ぜ

ひ、税金を使っているわけですので、シビアに対応のほうをお願いいたします。

ほかにございませんか。

○吉永和世委員 すみません、いいですか。最後と言われたけれども。

○高野洋介委員長 手を挙げたからどうぞ。

○吉永和世委員 持続可能な地域づくりと言ったときに……

○高野洋介委員長 何ページですか。

○吉永和世委員 これは、資料でいったら、どうなるんですかね。分かりません。

主要な施策の成果。

○高野洋介委員長 それを言ってもらわないと。

○吉永和世委員 企画振興部。19ページなんですけれども、地域でタクシーの問題が大きくなってきているのかなと思うんですよね。やっぱり持続可能な地域づくりという中においては、やはりタクシーの……

○高野洋介委員長 ちょっとずれとるですよ。

○吉永和世委員 いや、バスとかには結局補助金出てるじゃないですか。ところが、タクシー事業に対しては、そこら辺は今のところないんですけども、ただ、今お年寄りが独り暮らしの方とか結構多くなってきて、タクシー事業がどんどんどんどん減っていくとなると、やっぱり安全、安心な暮らしの確保という面においては、非常にちょっと不安になっていくのかなというふうに思うので、そ

こら辺をある程度やっぱり注意して見ていかないと、本当に持続可能な地域づくりという面に関しては、そこの実現にはちょっと難しくなっていくのかなと思うので、そこら辺の予算的な部分で、そこら辺もちょっと検討していく必要があるのかなと思うんですけども。そこら辺ちょっと課題意識を持っておいただきたいなというふうにはちょっと思ったりもするんですけども。

そこら辺はどこになるんですかね。

○坂本交通政策課長 交通政策課が所管しております。

我々も、タクシーの今の状況という部分、これは業界の団体の方からも聞いておまして、特に運転手の高齢化と、それからこのコロナ禍における離職の状況、そして人数が足りないという部分というのは非常に認識をしております。今新聞等でもいろいろとあっておりますけれども。

で、予算面につきましては、今年度のコロナ対策の燃料対策についてはタクシーも入れさせていただいているところでございます。で、今議論をしているのは、本当に、これはもう国もそうなんですけれども、県としても、単一の公共交通だけではなかなかカバーできない、それから、市町村においても、いろんなコミュニティー、あるいはAIを活用したデマンドとか、そういったものを総動員して、組み合わせるやっていくというのが主流になっております。

で、今、九州戦略会議でも、九州MaaSということで、九州全体でそういった交通モードを横断したような連携の取組を進めていくというところで、当然、財政支援につきましては、これまでのいろんな歴史的な部分、地方財政措置の部分で、バスに対して交付税があるという部分でございますけれども、施策としては、いろんなモード、それからいろんな分野を含めて戦力を総動員していくと

というのが県の公共交通計画の現状の趣旨でございます。

ちょっと漠然とした回答ですけれども、以上でございます。

○吉永和世委員 本当、何か昼間はどうか対応できるんだろう、今の現状においても。しかし、夜の部分は、今ちょっと何か対応できなくなっている部分があるので、これはもう地域振興、経済にも大きく影響する部分でありますから、そこら辺しっかり対応できるように、民間が頑張ればいんでしょうけれども、しかし人がいないというところで、非常に今苦勞してらっしゃるというので、そういう声がだんだん大きくなってきている現状かなというふうに思いますので、そこら辺しっかりと対応していく必要があるのかなと、我々もちょっと課題意識を持ってやっていければなと思うので、そこら辺ちょっと頑張っていたきたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 主要な施策の成果の18ページになりますけれども、ふるさとくまもと奨学金返還サポート事業ですね。令和6年度は96の県内企業が参加ということで、4年度は69人ということで実績書いてございますが、今の話じゃないんですけども、やっぱり交通事業者のドライバー不足というか、バスとかトラックもそうですけれども、そういった事業者というのは入っているかどうかちょっと確認したいんですけども、そこに行けば奨学金が返してもらえとか、やっぱりそういった形で誘導しないと、なかなか人手不足というか、解消にならないと思うんですけども、これは参加事業者に交通事業者って入っているんでしょうか。

○小川企画課長 企画課でございます。

今委員御指摘ありましたふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業なんです、実は、今年度から県庁内で、従前企画課で行っていたんですが、商工政策課にもう事業としては移管をしております、本決特でも対象外かなと、すみません、認識をしておいたんですが、当然ここに書かれておりますので、ちょっと私で答えられる範囲で答えさせていただきます。

この制度につきましては、熊本県以外も各県制度が似たようなものはあるんですが、当県はいろいろ工夫をしながら制度設計をしております。企業もちゃんと手を挙げてもらってですとか、あとは大学院卒の人材に限ったり、逆に大卒までにしたりですとか、幾つかバリエーションをしながらしております。

で、申し訳ございません。ちょっと今の最新の状況で、今委員御指摘あった交通事業者がどれだけ入ってるかというのは、すみません、ちょっと今私も調べ切れはできてないんですが、大前提としては県内の企業で、就職枠をその企業で何人か設定をしていただいて、そこに就職した方に奨学金の返還を複数年かけてしていただくということでございます。

申し訳ございません、ちょっと回答自体は、なかなか今明確に答えられないんですが、ちょっと商工政策課とも確認をしながらさせていただければと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 なかなかその事業者の体力も含めて厳しい部分もあるかもしれませんが、これは、県のほうのお金も、これは半分半分ぐらいだったですかね、できると思いますので、ちょっと確認していただいて教えていただけたらと思います。よろしくお願います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで企画振興部の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午前11時13分休憩

午後0時58分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより病院局及び議会事務局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、病院事業管理者から総括説明をお願いいたします。

竹内病院事業管理者。

○竹内病院事業管理者 病院事業管理者の竹内でございます。本日は、よろしくお願いたします。

まずもって、委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様方には、こころの医療センターの運営に当たりまして、かねてから御指導と御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、令和4年度決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

病院局に対しましては「平成20年4月から休床している老人治療病棟50床について、今後利用の予定がなければ、経営改善の観点から、利活用方策を検討すること」との御指摘をいただきました。

休止中の老人治療病棟のうち、共用スペースにつきましては、平成30年4月から作業療法を行う場として活用しております。

休床中の病室の利活用方策につきましては、現在策定を進めております当センターの第4次中期経営計画におきましてお示しでき

るよう、院内各セクションの代表者で構成するワーキンググループを設置し、議論を深めております。今後、有識者によるこころの医療センター運営評価委員会の御意見もお聞きした上で、第4次中期経営計画を今年度中に策定することとしております。

次に、当センターの運営状況につきまして御説明いたします。

当センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で都道府県に設置が義務づけられている精神科病院として、措置入院など民間では対応が困難な患者の受入れや薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティーネットとしての役割を担うとともに、政策的・先導的医療として、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重点的に取り組んでおります。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましても、重点医療機関として、これまで200人を超える精神疾患を有する患者を受け入れております。

以上のような運営状況の下、令和4年度の入院患者数は1日平均80名程度、外来患者数は90名程度で推移しております。

次に、令和4年度の決算につきまして、概略を御説明いたします。

総収益20億7,000万円余に対し、総費用15億8,000万円余で、総収益から総費用を差し引いた当期純利益は4億9,000万円余となっております。

新型コロナウイルス感染症への対応を優先したことなどにより、当センターが掲げております第3次中期経営計画の目標は達成できておりませんが、新型コロナウイルス感染症専用病床確保に伴う補助金受入れにより、当期純利益は、昨年度の3億円余をさらに上回る4億9,000万円余を確保することができました。

今後とも、県立病院として求められる役割をしっかりと果たすとともに、収益の確保も

図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算の概要です。

詳細につきましては、後ほど総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○藤井監査委員 よろしく申し上げます。

お手元のピンクの冊子、令和4年度病院事業会計決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

中段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、病院局の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。飛びますが、9ページをお願いいたします。

決算審査意見について御説明いたします。

第3、審査意見ですが、5点ございます。

まず、(1)第3次中期経営計画の着実な実施等及び次期経営計画の策定についてですが、病床利用率や外来患者数等の実績が目標を下回っており、今後も、病院経営を取り巻く厳しい状況は続くものと見込まれます。

今年度は、第3次計画の最終年度でありますことから、これまでの取組の効果検証をしっかりと行い、その上で、公立精神科病院としての将来像を見据え、次期経営計画の策定に取り組む必要がございます。

次に、(2)医師の確保等についてですが、安定的な医療体制を確立するためには、医師確保が喫緊の課題です。引き続き、知事部局ともしっかりと連携し、熊本大学等への働きかけを行っていただきたい。また、来年4月から始まる医師の働き方改革を踏まえ、医師の勤務環境の整備等についても努めていただ

きたいと考えております。

次に、(3)利用者ニーズに対応した医療の展開ですが、引き続き、児童・思春期医療や患者の地域生活支援に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、(4)県立精神科病院としての地域への貢献についてですが、センターが有する諸資源を活用し、精神科医療を支える人材の育成など、地域への貢献に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

最後に、(5)コンプライアンスの徹底ですが、公立精神科病院として、これまで以上に職員一人一人の法令遵守の徹底に努めていただく必要があるとしております。

以上が病院局の決算審査意見の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○川上総務経営課長 総務経営課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査におきます指摘事項についてはございませんでした。

続きまして、監査委員からの決算審査意見について、取組状況を御説明いたします。

1点目は、第3次中期経営計画の着実な実施等及び次期経営計画の策定についてであります。

第3次中期経営計画の最終年度となる今年度は、コロナ患者の受入れ体制を維持しながら、現計画の着実な実施に取り組んでおります。

また、院内各セクションの代表で構成するワーキンググループにおきまして、8月までに現計画の効果検証を終え、現在、病院のあるべき姿を見据え、病院全体で次期経営計画の策定に取り組んでいるところでございます。

2点目は、医師の確保についてでありま

す。

7月に常勤医を1人増員し、現在は、常勤3人、非常勤9人の医師で診療体制を整えておりますが、次年度に向けた医師確保のため、8月には、知事部局の健康福祉部とともに、熊本大学を訪問し、医師派遣の協力依頼を行ってまいりました。熊本大学など関係機関への働きかけを継続するとともに、独自のリクルート活動により、専門医師の確保に努めてまいります。

また、来年度から始まる医師の働き方改革を見据え、医師の事務補助を行う医療クラークを1名増員し、医師の勤務環境の整備にも取り組んでいるところです。

3点目は、利用者ニーズに対応した医療の展開についてであります。

こころの医療センターでは、社会のニーズに応え、新型コロナウイルス感染症の発生当初から、精神疾患のあるコロナ患者の入院受入れを積極的に進め、重点医療機関としての役割を果たしてまいりました。

児童・思春期医療、患者の社会復帰や地域生活支援についても、次期中期経営計画の中で今後の在り方を議論しており、引き続き、利用者ニーズに対応した医療を展開してまいります。

4点目は、県立精神科病院としての地域への貢献についてであります。

先ほど申し上げましたように、精神疾患のあるコロナ患者の重点医療機関といたしまして、昨年度は、延べ1,232人の入院受入れを行いました。県立の精神科病院への期待に応えるべく、引き続きセーフティーネットの機能充実を図ってまいります。

また、11月から他の医療機関のスタッフを対象といたしました包括的暴力防止プログラムの講習会を当院で開催し、トレーナーを養成するなど、地域医療の人材育成にも注力してまいります。

5点目は、コンプライアンスの徹底につい

てでございます。

8月に実施した職員に対する研修を通して、改めて公立の精神科病院の職員としての倫理と自覚を徹底したところですが、これからも、時期を捉えて、職員一人一人の法令遵守の徹底に努めてまいります。

決算審査意見書につきましての取組状況は以上でございます。

続きまして、令和4年度の決算状況等につきまして御説明いたします。

お手元の令和5年度決算特別委員会説明資料を御覧ください。

資料1 ページの1、病院の概要をお願いいたします。

(1) 病院の沿革についてですが、本病院は、昭和50年に富合病院として開院し、平成9年の改築後は、こころの医療センターとして運営しております。

稼働病床は150床ですが、そのうち10床は結核病床となっておりますが、この結核病床を活用し、精神疾患のある新型コロナウイルス感染患者の受入れを行ってまいりました。

また、本病院の設置根拠は精神保健福祉法にあり、設置が義務づけられております精神科病院として位置づけられております。

経営形態は地方公営企業で、地方公営企業法の全部適用となっております。

(2) の組織図を御覧ください。

病院局は、病院事業管理者の下、職員100人で組織し、うち、診療部が25人、看護部が66人、総務経営課が8人という構成です。

次の(3) 病棟構成を御覧ください。

現在稼働している3病棟を記載しております。

表の上から、東2病棟、急性期治療病棟と、次の西1病棟、総合治療病棟は、閉鎖病棟となっており、隔離室も廃止しております。次の西2病棟、社会復帰病棟は、開放病棟となっております。

1枚おめくりいただき、2ページをお願い

します。

ここから令和4年度の状況について御説明申し上げます。

まず、当病院の第一の使命でありますセーフティーネット機能の維持、充実についてでございます。

表には、措置入院の患者数や医療面で高度な専門性を要する入院患者数、他病院からの新患受入れ患者数を掲載しております。

表の右側、前年度増減の欄を御覧ください。

1つ目のセーフティーネット機能を表す措置入院の患者数は増加いたしました。また、一番下の新型コロナウイルス感染症の重点医療機関としまして、他の病院では対応困難な精神疾患のある新型コロナ患者の入院患者を、実人数で前年度の約2.5倍に当たる135人を受け入れました。1人平均9日間程度の入院がありましたので、括弧内の延べ人数は1,232人となっております。

一方で、二次救急輪番の対応件数については、前年度から輪番の回数が増えたため、対応件数も減少いたしました。

次に、3ページをお願いいたします。

2、政策的・先導的医療の展開についてです。

(1) 政策的医療の展開については、患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実を図りました。平成26年度に設置した地域生活支援室が中心となりまして、多職種の医療スタッフと連携しながら、きめ細やかな訪問支援や相談対応を行っております。

具体的には、②の活動状況のとおり、退院後の社会生活に不安を抱える患者に対しまして、日常生活の支援や金銭・服薬管理等の支援を行っております。安心して地域生活を送っていただくために、退院後も適切な支援の継続が必要と考えております。

中央の表の一番下の欄、訪問支援延べ人数の推移を御覧ください。



年々増えておりました訪問支援件数は、新型コロナウイルス感染対策として訪問を控えるなどしたため、令和元年度及び令和2年度は、1,300人程度まで減少しましたが、訪問を通常ベースに戻し、さらに週に複数回訪問する患者が増えましたことによりまして、令和4年度は1,673人まで回復をいたしました。

次の先導的医療の展開では、発達障害を含む児童・思春期医療について、県民のニーズに応えるべく、外来から入院まで一貫した医療体制を構築し、平成30年から西2病棟内に20床の児童・思春期病床、思春期ユニットを稼働させておりました。

ただし、コロナ患者の受入れに伴い、思春期病棟にも一般精神の患者を受け入れることとして、令和3年11月から思春期ユニットは休止しております。

①の外来の表を御覧ください。

この中で、平成30年度は、児童・思春期専門の医師が勤務していたため、大幅に患者数が増えております。翌年度には、その専門医が異動したことから、その分減少しておりますが、これまでの経験を生かし、現行スタッフで積極的に診療に当たったことにより、令和4年度は1,874人まで増加いたしました。

1枚おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

3、入院・外来の状況についてです。

アの入院の状況ですが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れのため、2病棟体制となったこと及び空調設備等大規模改修工事に伴い、病棟の一部移動を行ったため、入院患者数、収益ともに減少いたしました。

表を御覧ください。

表の右端に前年度増減を挙げておりますが、入院患者延べ人数は3,201人の減少、入院収益は5,195万円余減少いたしました。

その下の棒グラフは、左が入院患者数、右が入院収益の過去5年間の推移を表しております。

患者数は一貫して減少しており、収益も、令和2年度は一時的に増加しておりますが、総じて減少傾向でございます。

次に、イの外来の状況を御覧ください。

コロナ患者の受入れや大規模改修工事により、一時的に病床数が不足しており、入院につながる新規外来患者の抑制を行ったため、外来患者数及び収益は、前年度から若干減少しております。

表を御覧ください。

表の右端の前年度増減のとおり、外来延べ人数は579人減少し、外来収益も126万円余減少いたしました。

その下の棒グラフを見ていただきますと、新型コロナウイルス感染拡大の影響等で患者数、収益とも年々減少し、令和3年度は、コロナで休止しておりましたデイケアの再開等によりまして、一旦は増加に転じましたが、令和4年度は、先ほど御説明いたしましたとおり、再び減少しております。

次に、5ページをお願いいたします。

4、主な医療スタッフの状況です。

平成29年度から令和5年度まで、常勤、非常勤、常勤換算の職員数を表でまとめております。医師を除く職員数はおおむね横ばいですが、医師については、平成30年度をピークに年々減少傾向にあり、今年度、4月1日時点では、常勤医2人、常勤換算では6.76人まで減少しており、医師、特に常勤医の確保が課題となっております。

なお、7月からは常勤医が1人増え、3人となっております。

次に、5、長寿命化の推進です。

平成9年の改築後、施設の老朽化が進んでいますが、特に老朽化が著しく、病院の運営に支障を来すおそれのあった空調設備及び照明設備につきまして、先行して、令和3年度から4年度にかけて大規模改修工事を実施しております。残りの施設につきましては、今年度中に建築物保全計画を策定し、長

寿命化を図ることといたしております。

1枚おめくりいただき、6ページをお願いいたします。

6、経営目標の達成状況については、下の表を御覧ください。

表左側に、一般の精神病床利用率、児童・思春期専用の病床利用率、1日の外来患者数、一月のデイケア延べ人数、一月の作業療法延べ人数の経営目標5項目を挙げております。

表の中ほどの第3次中期経営計画目標値と令和4年度実績値を比較したものが、一番右側の経営目標達成率です。局長の説明にありましたように、令和4年度は、いずれの項目も目標達成に至りませんでした。全体的にコロナの影響を受けておりますが、特に1つ目の一般精神病床利用率の達成率は、2病棟体制とした影響により、66.3%にとどまりました。

また、2つ目の児童・思春期専用病床利用率につきましては、令和3年11月から休止しておりますので、実績値は令和3年度までの記載となっております。

また、一月の作業療法の延べ人数につきましては、達成率が62%となりました。患者のケア体制といたしまして、従来複数病棟から同時参加を認めていましたところを新型コロナウイルスの感染防止の観点から1病棟ごとの参加に移行したこともありまして、全体参加者の減少につながったものでございます。

次に、7、経営状況でございます。

ア、当期純利益は、前年度に引き続き黒字となりました。

表を御覧ください。

総収益は、前年比9,539万円余増加いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症患者の入院確保病床をはじめとする補助金により、約5億円の医業外収益を計上したことが大きな要因でございます。総費用につきましては、退職給付金引当金の減少等によりま

して、前年比9,671万円減少し、結果、令和4年度の当期純利益は4億9,955万円余の黒字となりました。

イ、一般会計からの繰入金は、医業を柱とする収益的収入につきまして、国の繰り出し基準に従い算定した9億2,060万円余の県の一般会計から繰り入れております。

また、資本的収入につきましては、平成23年度から国の繰り出し基準を用いず、一般会計からの繰入れを受け入れていないため、繰入金はゼロでしたが、令和3年度から繰り出し基準どおり受入れを再開しており、令和4年度は、企業債元金償還に伴うものとして1億7,690万円余を一般会計から繰り入れております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和4年度の決算の状況について、大きくりの棒グラフで見やすくしております。

なお、詳細につきましては、最終8ページに科目ごとの決算額を記載してございます。

7ページの左の棒グラフが収益、右の棒グラフが費用です。

左の棒グラフの上から、入院収益が4億5,600万円、その下の外来収益が1億4,300万円で、2つの収益を合計した医業収益が約6億円でございます。その下の一般会計負担金は9億2,100万円ですので、医業収益を一般会計負担金が上回っている状況となっております。また、一番下のその他といたしまして5億6,000万円を挙げておりますが、こちらに新型コロナウイルス感染症患者の入院病床確保の補助金等が含まれております。

右の棒グラフを御覧ください。

費用の大半を占める給与費が10億円ですが、先ほどの医業収益6億円より大きくなっております。給与費を入院と外来の収益では賄えていない現状を示しております。給与費が大きいことについては、こころの医療センターが、精神医療のセーフティーネット機能を果たすべく、他の医療機関では受入れ困難

な患者を受け入れることや政策的・先導的医療を積極的に展開する必要から、専門的知識と経験を有する質の高い医療スタッフを配置しているためでございます。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、平田看護部長のほうから、病院局でのスタッフの働き方改革の取組や残業の状況、また、課題等がございましたら説明をお願いしたいと思っております。

○平田看護部長 御説明します。

当院では、精神科の150床の看護業務を行っております。

今回、令和2年からコロナの患者さんを受け入れるに当たって、まず、職員のほうには、コロナ対応ができるかどうか確認を行って、その上で導入を図っております。その上で、看護師としてやっぱり抵抗があるとか、免疫疾患をお持ちという方にはもう強制的には入っていただかないように配慮しておきました。そして、夜勤回数に関しても、日本看護協会が8回以上の夜勤はなるだけ控えるようにというふうに指示があるので、それに伴って、夜勤回数、3交代ですが、何とか8回を維持するように病棟移動等を工夫しながらやりくりをしております。

さらに、出産をされた共稼ぎの看護師さんも多くて、男女問わず、男性に関しては、年度末に、ハッピーシェアウィークスという育児時間、休暇が取れる仕組みがありまして、そちらに男性が15日間休養を取って育児に携わっております。今年度初めも、もう一人の男性看護師が1か月ほどの休養を取って育児に携わっております。

そのほか、女性の看護師に関しては、できるだけ出産後は日勤業務に当たって負担が少

ないように、外来等の勤務をお願いしたりしております。なるだけ、ほかの部署に夜勤の回数が増えたりしわ寄せが来ないように、病棟移動を繰り返し行ったり、夜勤を3交代でやっているんですけども、ちょっと早出勤を導入してみたりとかして、その上で、看護師の負担軽減を図っているような状況です。

以上です。

○高野洋介委員長 ありがとうございます。

次に、波村議会事務局長から決算概要及び資料説明をお願いいたします。

○波村議会事務局長 議会事務局長の波村でございます。

令和4年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、議会事務局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

共通事項として、委員長報告第4の2「職員の事務懈怠に起因した支払い遅延等について、組織的な進行管理体制やチェック体制を強化し、再発防止に努めること」という御指摘がございます。

経理事務に当たっては、特に請求書については、班長が一括して受け取り、確認表に請求書受付日を記入の上、担当者に処理させ、支払い完了まで複数人によるチェック体制の強化を図り、支払い遅延の防止に努めていたところでございますが、今年度の定期監査の指摘事項として支払い遅延事案が発生いたしました。

お手元の監査結果指摘事項を御覧ください。

監査において、需用費等の支払い遅延について、昨年度、支払いのチェック体制を見直したものの、再度、同年度内に支払い遅延が

生じていることから、支払い手続においては、組織的なチェックをさらに徹底し、支払い遅延の防止に努めるよう指摘を受けました。

具体的には、事案の概要にありますとおり、昨年度末に請求のあった切手購入料及び年間購読料について、担当者が請求書の管理を怠ったことで、今年度当初に支払いを行ったものでございます。

対応状況についてですが、現在は、班長が毎日執行状況を確認するとともに、週の初めには、班員が担当している支払い状況を班長に報告を行っております。さらに、審議員以下、総務班全員で管理表を基に未払い状況等の確認を行うことで、支払い遅延の防止を図っているところでございます。

加えて、局議等において、適正経理事務の注意喚起を行うとともに、積極的に会計事務に関する研修を受講するなどにより、組織として適正な会計事務処理への意識を高めているところでございます。

続きまして、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

議会事務局決算特別委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。詳細につきましては、2ページ以降で御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2,304万円余の実績額が収入済みでございます。

2段目の諸収入の収入済額は737万円余でございます。

これは、政務活動費の返還金でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済額は12億9,983万円余で、不用額は4,957万円余でございます。

不用額の内訳でございますが、備考欄にありますとおり、2段目の議会費の2,294万円余は委員会旅費等の執行残、742万円余は現員数減による人件費の執行残、258万円余は委員会バス運行委託等の執行残で、3段目の事務局費の1,416万円余は事務局の運営に係る事務費の執行残でございます。

議会事務局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 病院ですけれども、社会的な使命というか、地域の役割というか、十分果たしておられることを理解してました。

お尋ねは、ドクターですけれども、常勤が3人、あとは非常勤というお話でしたけれども、非常勤のドクターはどのような立場で見えてるんですか。

○川上総務経営課長 お尋ねがございました医師のうち、非常勤の勤務形態についての御質問かと思えます。

非常勤につきましては、大きくは2つに分けておりまして、週4日間の勤務で熊大病院のほうから派遣をしていただきまして、結果的に当院の会計年度職員として勤務していただいている方が1つの形態になっております。もう一つは、本県に経験勤務のあるようなドクターでありますとか、そういった方々をお願いをいたしまして、依頼というような形で週1日やるとか2日とか、そういった

勤務をお願いしているような形態がございまして、その2つの形態に大きくは分かれるということになってございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 周辺の民間の施設や病院とは何か連携というか、提携があるんですか。

○川上総務経営課長 病院周辺の施設、それから医療機関との連携でございますけれども、当然、近辺のクリニック、そういった入院病床を持っていないような病院、そういったところからは、入院が必要な患者さん等について、当院のほうに相談が多くあっているようでございます。

それから、ただ、周辺以外の部分との連携というのは、まだうまく取れていない部分もございまして、これからのちょっと取組としての課題かなとは思ってございます。

それから、施設等につきましては、主に退院後の受入先としての連携が考えられるかと思っておりますけれども、現在のところは、病院の家族会のほうで経営をしております共同住宅、そういったところに退院者のほうをそこに入居していただいて、以後の生活を見守るでありますとか、そういったことがございまして、そういったその辺の中で現地の社会資源、福祉事務所、福祉施設、そういったところとも連携は行っているようなところでございます。

ただし、不十分なところがございまして、先ほど申し上げましたように、次期中期経営計画の中では、その点についても、また改めて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。

ほかにはございませんか。

○岩中伸司委員 今の常勤の医師が3名、昨年度。今回、2人と書いてありますが、4月からプラス1で3になったということですが、非常勤が10名前後いらっしゃいますけれども、基本的には、常勤の医師の方をやっばり増やしていくということがなければいけないと思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

○川上総務経営課長 御質問のありました常勤医の確保につきましては、当院としても一番の課題に掲げております。

冒頭の審査意見の説明の中でも少し触れましたけれども、8月にも健康福祉部のほうと御一緒させていただきまして、熊大の教授のもとに行って、その辺の事情もお話をさせていただいております。

やはり絶対的に常勤医の確保というのは必要でございますので、来年度、さらに常勤医の派遣を増やしていただくようお願いいたしますとともに、これまではお願い一方の部分もございましたけれども、当院といたしましても、当院に勤務いたしますドクターの知り合いといいますか、そういったネットワークも使いまして、直接的に働きかけを行ったりそういったことにも取り組んで、常勤医を増やしていくというようなことを考えてございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 そうすると、働く条件、労働条件というか、そういう常勤で勤めていきたいというような、そういうふうな医師を、何か魅力あるというか、こっちの予算関係では、これ以上はもうどうにもできないということですかね。医師の手当、賃金と言うとかねですかね。そこら辺は。

○川上総務経営課長 医師の処遇に関する部分かと存じます。

まず、給与面につきましては、やはり公立病院という制限のある中で、どうしても独自の給与表をつくったりとか給与水準を上げたりというような部分は難しゅうございますので、現在は、他の手当、あるいは調整額等、特殊な部分を見た上で、その部分が給与に加算できないか、そういった部分について、今院内で検討を重ねている状況でございます。

また、そのほかの勤務環境といたしましては、研修につきましては、当病院としては、ドクターの質の改善の意味からも、向上の意味からも、どんどん研修のほうにも参加していただいておりますし、休みとしても比較的取りやすい病院になっているかと思っておりますので、そういったところを、当院の働きやすい勤務環境として、どんどんアピールをしていって、その辺の説明をして当院を希望してくださる、そういったドクターのほうの確保を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○岩中伸司委員 分かりました。ぜひ今おっしゃったような形でいけば、必ず増えてくるという私は期待をしているところです。頑張ってください。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 ここは法律で定められて設置をされている病院ですけれども、コロナ禍で、コロナ患者の受入れ等で大きく貢献ができたんじゃないかなあというふうに思っているところです。

なかなか民間の病院では難しいというところが、公的病院なので、きちっと対応ができたというのが一つあったのではないかと思いますけれども、なかなかそのメッセージがはっきり聞こえてこないの、そこはどうだっ

たかということと、もう一つは経営状況、そもそも法律で定められているので、そんなに経営が順調にというよりも、いつもなかなか厳しいなというのがこの決算委員会でも出てたわけですけども、コロナのいろいろな補助金等を使って設備もちょっとやられているみたいなんですけれども、かえってそのコロナ禍でうまく回ったのではないかというふうに感じているんですけども、その認識が、私がそういう認識をちょっと持っているんですけども、そこはどうかということ、非常に大きな役割をこのコロナの中では果たしたというふうに感じてますけれども、そのあたりの説明をお願いいたします。

○川上総務経営課長 2点、御質問があったかと思えます。

まず、1点目のコロナに関します当院の貢献といたしましては、当院としては、先ほど御説明しましたように、多くのコロナ患者の受入れをしております。数にしましては、先ほど御報告したとおりでございますが、精神科の患者の受入れということで、全県的な本県の受入れの形といいますと、およそ精神科の患者の7割に近い患者のほうを受け入れさせていただいております。

そのためには、冒頭に看護部長から働き方改革の説明がございましたけれども、やはり看護スタッフ等の貢献というのが一番にあるかと思っております。

そういった意味では、入院患者を受け入れる当初、やはり組合との交渉も行いまして、理解を得て、公立病院としてしっかり受け入れようというような総意を得まして、入院患者を受け入れているような現状がござい

ます。その中で、3年度までは、コロナの感染拡大の波があったんですが、昨年度は、ほぼもう波が途切れることなく、もう正月から11月まで入院患者を受け入れたまま、相当な看護

スタッフへの負担もあったかと思いますが、それに対して、一人も倒れることなく貢献してくれたという部分は一番かなと思います。

そのおかげもありまして、コロナに関しましては、胸を張って公立病院としてのセーフティーネットがきちんと確保できたというふうに自負をしておるところでございます。

2点目の経営状況についてでございます。

コロナ患者を受け入れるために、当病院としましても、西1病棟の44病床、こちらのほうを感染拡大防止の観点と、それから看護スタッフの確保という意味から休床した上で受け入れをしております。

そういった意味では、44の病床に一般精神の患者様をお入れしない状況でこれまできておったわけでございますけれども、その分、空床補償という形で十分な補助を受けられたことになっておりますので、こういった経営の収支の悪化を気にすることなく入院患者を受け入れることができたということでは、非常にその補助金のほうに感謝をいたしているところでございます。

ただし、今後、もうコロナも5類になりまして、今後は、コロナ前の状況に持っていかないとはいけませんけれども、それまでには、減らした病床におりました入院患者様の数をまた徐々に復元させていかないとけないということになります。そこには一定の時間がかかるとお思いますので、現在好転しております経営状況、利益につきましては、そういった今後欠損が見込めるような年に補填をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 病院で働く方々の御協力の下に、しっかり乗り切ったというふうに今感じたところであります。

これまでの中期経営計画をつくるときに

は、こういう大きな感染症があるという視点は、ひょっとしてなかったのかなと思いますけれども、この第4次の中では、大きな経験をして大きな役割を果たしてきたと思いますので、そのあたりの観点も十分に含んでいただいて、この計画づくりに頑張ってくださいたいというふうに思います。

やっぱり最終的には、そこで働く方々が一番の資源というか、一番の本当に大切なものですから、そういう方々への配慮等も忘れずに、きちっと計画の中で今後検討していただければと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 先ほど、病床利用率という話があって、62%という話があったんですけども、これ、今のスタッフの体制で100%というのは可能なんですか。

○川上総務経営課長 100%、今の現員のスタッフにつきましては、現在、200床の許可病床でございますけれども、その中で50床休床ということで、結核病床10床の一般精神140床ということになりますけれども、140床の病床を全て満床にするとしても足りるというようなことで、現在のスタッフというのは考えてございます。

ただし、この中に先導的な医療といたしまして、児童・思春期のユニット20設けておりますけれども、児童・思春期を再開するとすると、さらに施設基準のほうハードルが上がる部分がありますので、常勤医の数の確保とか、あるいはまた、看護スタッフがそれで十分かとか、そういった部分の確認が必要になってまいりますけれども、現状、140と10の150の病床に関しましては、基準上も満たしているというような現状でございます。

○吉永和世委員 体制的には十分であるというの理解できました。

また、売上げとその純利益という数字だけ見たときには、すごくいい経営内容なのかなというふうにちょっと思った次第でありますけれども、コロナの影響とか、そういったことでプラスアルファというのがあってるんだろうと思いますけれども、今後非常に大変だなといった状況もありますので、そうなりますと、利用率をやっぱりしっかりと上げていく、そのために、スタッフの方々、しっかりと志高くじゃないですけれども、そういった思いを持ってやっていかないと、ちょっと非常に苦しい状況になっていくのかなというふうに思うんですけれども、しかし、先ほど溝口先生からもございましたが、やはり人に対する投資といいましょうか、やっぱりそこをしっかりと、公立病院だからこそ、何かそういったところをしっかりとやっていかないといけないのかなと思います。しかし、民間とあまりにも差が出てしまうと、それはどうかなというふうには思いますが、しかし、モデル的な部分としてつくり上げていく公的部分の責任というものもあるのかなと思いますので、そこを思い切ってやっていただいたほうが逆にいいのかなとちょっと感じもするので、人的投資に対してどう取り組んでいくのかというところが、もしそういうのがあれば、そこら辺ちょっと竹内管理者、お話していただければと思います。

○竹内病院事業管理者 ありがとうございます。

今回、先ほど溝口委員のほうからもお話ありましたように、コロナのときに患者さんをたくさん受け入れた、まさに公的病院として精神医療が必要である患者さんを、全体の入院患者の大体3分の2近くをうちの病院で受け入れています。

その次に続くのが国立系の菊池病院なんで

すけれども、そういったことができたというのも、やっぱりひとえに、これまで診療数そのものは若干150に対して減ってきてはいるんですけれども、そういった中で、それぞれ看護師、それからコメディカル、そしてドクターの先生方が、自分たちのそのスキルを保ちながら、モチベーションも高く、まさに公立病院としての役割として、こういう有事の際にきちんと対応するんだという思いがあったからだと思っております。

今般、吉永委員おっしゃったように、コロナの空床補償が徐々に縮小されている中で、私どもの経営というのは非常に、まさに診療だけでやっていくんですけれども、ただ、そうは言いながらも民間病院との均衡といいますか、バランスというのがございまして、もうかるからといって手を出すわけにはいきません。

そういった中で、じゃあ私どもとして何ができるかというのを今まさに第4次の中期経営計画の中で、これまでのコロナという非常に厳しい中、それから、経営状況も落ちてきている中でどうするんだというのを全体的に、まさに組織を挙げて検討しているところでございます。

引き続き、今日いただいた御意見もまた持ち帰りまして、各職員のほうに伝えて、県議会の期待も大きいということで、県民の皆さんの負託に応えられるような組織となるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 この資料の7ページ、これ、分かりやすく損益計算書というのを左に書いてあるんですけれども、先ほどお話があったコロナの補助、助成金ということで、入院病床確保に対する補助金であるということであると思うんですが、これについての内訳



といいますか、簡単にベッド数そのものを補償してあったかと思うんですが、それに加えて、入院者結構多いですね。稼働、これはまた別カウントだと思うんですけども、その入院患者様の精神系の病院でありますので、そういった方々を中心に利用があったかどうか、少し知りたくてお尋ねしたんですけども。

○川上総務経営課長 コロナ患者の受入れに関します補助とそれから受入れの患者の内訳的なものの御質問かと思えます。

まず、補助金についてでございますけれども、令和4年度におきましては、空床補償ができました当初の制度からは若干やはり高いというような御批判もいただいておりますので、補助自体は令和4年の1月から下がっております。具体的には、休床病床1床当たり7万1,000円の単価で補助金のほうが出ております。

補助の対象といたしましては、即応病床、令和4年度まではフェーズが4つに分かれておまして、フェーズ1、2、3、それから緊急、そのフェーズに合わせた即応病床というのが決まっております。当院の場合は、フェーズ1の場合は3病床、それから2、それから3の場合は10、それから超緊急の場合は、さらに2加えて12というような形での即応病床の数になっておりましたので、即応病床の数1床につきまして、2床までは休床病床の対象としましょうということになります。

ですので、当院の場合は、先ほど44床を休床しているというようなお話をいたしましたけれども、マックスで12床になりますので、12床に対して2床の空床補償が受けられると。その確保しております即応病床自体もやはり補償の対象になりますので、全体としては、その確保病床に入院患者を入れた残りの数と、それから残りの24床、それについて補

助が受けられるというような制度になってございました。

それから、受入れ患者につきましてですけども、精神の患者ということで受け入れておりましたけれども、基本的には認知症の患者様が多うございました。

先生が言われた受け入れたそのもの、診療自体に対する診療報酬でございますけれども、一般の精神の診療報酬のほうが入院1日につき1万5,000円程度と考えると、コロナの場合は、その倍以上、3万から3万5,000円の間で、令和5年度は診療報酬のほうが獲得できておりました。

以上でございます。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

損益計算見ますと、コロナの関係で収益アップのような印象ももちろんあります、さっきお伺いしたそのような内容だと。それで、今休止してた病床については、コロナ後は元に戻るように一生懸命頑張っていくというお話がありましたけれども、この間、コロナに対する貢献度は物すごくあったと思うんですけども、その間の休止してたそのベッド数に対応された患者さんあたりはどうだったのか少し気になったので、それから、元に戻せばいいというバロメーターになるのかどうか、患者さんの数の問題ですけれども、そのあたり少しお聞かせいただければと思います。

○川上総務経営課長 コロナ患者受入れのために休止をしておりました病床におりました患者様についてでございますけれども、一旦は、病院内で空床もございましたので、院内で対応できる分は院内のほうで転棟していただいて受入れをしております。

先ほどお話をしました児童・思春期も20床病床がありましたので、ちょっと精神的医療として打ち出しているの、かなりの葛藤も

ございましたけれども、そういった病床も一般病床の方に移っていただくということで、まずは院内での転棟ということでの対応をしております。その上で、なお病床のほうはまだありましたので、そういった方々につきましては、御本人、家族の御同意も得まして、近隣の病院とも相談しまして、受入れをしていただいたというような現状でございます。

以上でございます。

○西山宗孝委員 コロナ禍の関係で、かなりせわしくも効率的な運営ができたような感じがするんですけども、次年度に向けてこういったこと、コロナ少なくなっていくと思うので、これから先、そういった効率的なことをどれだけ努力されるかはまた病院のほうに期待したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 この縦のやつ2ページで、他病院からの受入れ、入院のほうが減っている状況というのは、これ、やっぱりコロナでベッドが足らぬだったとかそういう状況じゃなくて。

○川上総務経営課長 今先生が最後におっしゃったとおり、やはりコロナ患者を受け入れているために、他院からの入院患者を受けるための病床が絶対的に不足していたというのが、こちらの数の減少の原因でございます。

○鎌田聡委員 じゃあこの辺は、また受入れ可能になってくるから、その分は収益的には上がってくるんですね。

○川上総務経営課長 そこを目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 ちょっともう一回よろしいですかね。

この横の決算説明資料の9ページで退院患者期間別の病名別調というのありますけれども、大体1か月以内ぐらいで退院されている状況がございますけれども、やっぱり再入院という方が大体どのくらい割合的にあるんでしょうか。

○川上総務経営課長 すみません、ちょっと手元に再入院の率までは、人数等についてはちょっと持ち合わせておりませんので、改めて調べて御報告をさせていただければと思います。

○鎌田聡委員 やっぱり入院の期間1か月以内というのがかなり多くて、多分内容見ると、ちょっと簡単に復帰できてるのかどうか、ちょっと心配もございましたので、その辺がちょっと大分あるんじゃないかなというふうに思って、病院的にはまた帰ってきていただいたほうが収益的にいいですけども、やはり健康面から考えたら、やっぱりきちんと治って社会でまた頑張ってもらいたいというのが一番いいだろうと思ってますので、すみません、ちょっと気になりましたので。

○竹内病院事業管理者 精神科医療というのが、やはり長期にわたって治療を継続していく必要がございます。そういったことから、一旦具合が悪くなったら直ちに入院していただいて、その間、医療的な治療をやって、なおかつ投薬もきちんとやって、そういうのを身につけていただく。その後、やはり戻って、また悪くなったらやっぱり直ちに戻ってきていただくということで、通常の外科的な病気のように、一回治れば、そこで退院すれば、戻ってこないということにはなかなかないという側面がございますので、そうい

ったところを見ながら適時適切に治療ができるように、やはり県立で病院を置いておくというようなことになっているというふうに認識しております。

以上です。

○鎌田聡委員 分かりました。なかなか簡単にはいろいろと治療も含めて難しいところがあるかと思しますので、ぜひ、また来ていただけたら収益にも、こういう言い方はいけませんけれども、そういうこともあるのかなとは思いましたし、また、完全じゃなくて、やっぱり社会で生活するのはなかなか厳しい面もあるかと思しますので、しっかりとその後も診ていていただきたいなと思ってます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池永幸生委員 今医師の方が、令和3年に比べて2人減と。やっぱりこの2人を増やそうと思って熊大といろんな交渉やられていると思いますけれども、やはりこれから先、精神科というのは幅広いんですね。眼科とか歯科と違って幅広い中に、やっぱりある程度専門的なことを覚えられたってのが、その下にありますけれども、やっぱりこれから先増えていくのは薬物利用者、これは立ち直りがかなり問題になるかと思っておりますけれども、そういったところ、それに対する専門医とか、そういったやつは考えておられますか。

○川上総務経営課長 池永委員の御質問にありました薬物等を始め、いわゆるそれぞれ精神の中も幅広うございますので、いろんな依存症でありますとか、アルコールもそうでございますけれども、やはり専門の分野、得意な分野を持ったドクターがいらっしゃるというふうには聞いてございます。

ただ、当院としましては、まずは常勤医、

数、当然、質伴った確保というのが必要になってまいりますけれども、現在の医療を継続するために、第一には医師数を優先し、それから、その上で専門医、そういった方々についても、ぜひうちの病院に、非常勤という形でも構いませんので、確保したいと、そういうふうなことを考えておりますので、そこも含めたところで、関係機関には協議を継続していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○池永幸生委員 絶対的なやつは確保ってのがありますよね、ぜひそれに取り組んでいただいた上で、そういった専門的なことをやってもらうならばと思いますけれども。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。

○池永幸生委員 はい。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西院長 先ほどの医師確保の件につきましては、実際働いている医師として感じていることは、精神保健指定医という資格を持っている先生しかできない業務がいろいろありまして、その先生の数が増えることが、もちろん収益にもすごく診療報酬にプラスアルファがかなりありまして、そういう意味でもありますし、ほかの先生方との業務を分担しやすくなるという意味で、医師の数だけではなく、精神保健指定医や、あと、若手の指導という意味では、精神科の専門医というのがありますけれども、専門を持った先生方を増やしていくということが、それはそれで大事というふうに思っております。

以上です。

○高野洋介委員長 分かりました。議会事務局に対してありませんか。

○溝口幸治委員 去年指摘を受けた分でもあったということで、実は、その期間私も議長でしたので、私にも責任の一端があるのかもしれませんけれども、やっぱりそこにいろいろ改善策が書いてあるので、しっかり改善をやってほしいというふうに思います。

私も議長として取り組む中で、議会事務局の体質、意識改革、形骸化を防いでいくということで、当時の高野副議長と一生懸命やらせていただきましたけれども、3つの課があって、議長を中心とした議会をしっかりサポートしていくのが議会事務局だと、車の両輪として回っていくときにしっかり議会事務局が支えて、まさに執行部側の職員にも負けないような気概を持って支えていくのが本来の姿だというふうに思っていますが、どうも、これまでの慣例による形骸化というか、自分たちはこれだけやっていればいだろうみたいなところがたくさん見えた1年間でした。

そこを改革しようと思ったけれども、私の力量不足で、そこはできなかったわけですが、やっぱり議会事務局長を中心に、きちっとそのあたりの意識改革をやっぱりやっていただくことが大事だと思います。

これ、総務課の話なんで、総務課であったことなんだけれども、どうせ総務課だろうみたいな雰囲気があるのではないかというふうに今感じてますので、そういうことがなければ、私の取り越し苦労ならいいですけども、やっぱり各部各課で、その起こした人だけじゃなくて、やっぱりそういう雰囲気、体質が議会事務局にあるのだということをぜひ認識していただいてやっていかないと、同じようなことが起きてくるのではないかというふうに思います。

中には頑張っている職員さんもいらっしゃいますが、これって誰が悪いとかじゃなくて、昔からの慣例で、議会事務局はこんくらいしとけばよかろうと、出過ぎたまねすつ

と、議員さんから怒らるるけん、これぐらいでよかろう、議員さんから言われたこと以上はせんでもよかろうみたいな空気が蔓延しているように思いますので、そのあたり、議会事務局長を中心に、もう一回これ、この問題は、この支払いの云々ということだけではなくて、組織体質の中に出てきてるんだと思いますので、そこをきちっと総括をして、議会事務局長を中心に見直していただきたいと思っています。これ、要望です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

それに関連しますけれども、2年連続、こういう指摘があって、また、今度は全職員でチェックするというふうになりますけれども、そしたらそしたらで、また仕事が増えて、また悪循環になって、また忘れるとかいうのがありますので、もう少し効率よく、いろいろとチェック体制をもう少し取ったほうが、ちょっとアナログ過ぎて、ちょっとこれはマッチしないのかなというふうに思いますので、もう一回、議会事務局長を中心に、先ほど溝口委員が指摘されたように、体質まで含めて、どういったら議会事務局がうまくいくのかというのをもう一回再検討のほうをしたほうが私はいと思いますので、ぜひ、波村局長はじめ、皆様方ももう一回再検討されて、再々発防止に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ほかにございませんか。

○吉永和世委員 私、昔、病院のほうに行かせていただいて、もう大分前なんですけれども、そのとき院長先生と話す中で、すごく研修医というか、精神科医、精神患者の方を診察するときに、非常に怖いとか、何か危険なというのか、そういった状況も結構あっているという話も聞いたことあったんですけども、その当時ですから、もう大分前なんですけれども、現状において、そういう先生方が

恐怖を感じるのか、そういうのはあるんですかね、今。

○西院長 外来でも入院でも、確かにいろんな精神状態の方が来られたり入院されたりしますので、そこは、突発的に何かこちらも被害を受けるといふか、そういう暴力を受けるといふ可能性は、やっぱりいつも念頭に置いておかないといけないというのは感じております。

実際に、私自身は、けがをしたということは今までないんですけども、同僚の今のこのころの医療センターで働いている中で大けがされたスタッフ、ドクターも含めて、スタッフの方が時々おられるというのは私も経験しております、そういう意味では、ふだんから気をつけて対応はしております。

○吉永和世委員 そういう現状があるというの、やっぱり経営側もしっかりと認識されてるんでしょうけれども、それをどう防いでいくか、それによってその人的確保、要はその先生方を確保していく、あるいは看護師の方方を確保していくというふうにつながっていくのかなという、ちょっとそういった思いもありますし、給与だけの問題ではなくて、そういったところをしっかりとフォローしていくという、何かそういう部分もしっかりやらないと駄目なのかなと。これはもう随分前に感じたことなんですけれども、そこら辺のやっぱり徹底というのをやっていかないと、守るべき人をしっかりと守っていく環境というのをしっかりと整えていくというのが、やっぱりそれは、結果経営につながっていくというふうに思いますので、そこら辺ぜひ、ちょっと連携とっていただいて、やるべきことをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

○高野洋介委員長 要望でいいですか。――

西院長。

○西院長 これまでもそういう暴力を受けたスタッフがおられるのも踏まえてというのはあると思うんですが、外来では、緊急のときにすぐ職員が駆けつけていただけるように、そういう非常ボタンもありますし、後ろに逃げられるようには、もちろん密室にならないような形での外来の構造にもなっております。

入院中の患者さんで、そういう暴力だったり、そういう危険性の高い患者さんに対しての面談の際には、ドアを開けて入るのではなく部屋の裏から回って対応する、それは保護室でそういうことができるんですけども、そういう形で、できるだけこちらが被害がないようにという配慮は常々しております。

以上です。

○城下広作委員 そもそも、この富合病院は措置入院のところですから、ある意味では。また、民間がなかなか厄介で面倒見れないという方を県立で見るといふことだから、そのリスクというのは絶対に付き物だといふことが大前提であるといふことは、それはもう改めて大変危険なといひますか、その確率の高いところだけれども、頑張っていたきたいと。

以上です。それでいいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで審査を終了いたします。

次回の第4回委員会は、10月16日月曜日午前10時から開会し、午前に環境生活部、午後から商工労働部の審査を行うこととしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

決算特別委員会委員長